

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 社会福祉法人の「経営情報」の公開に向けて～新・現況報告書等の作成、提出手続き、公表等に係るパンフレットを作成～…………… 1
- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 中央説明会が開催される～幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（案）が示される～…………… 2

◆社会福祉法人の「経営情報」の公開に向けて◆

～新・現況報告書等の作成、提出手続き、公表等に係るパンフレットを作成～

全保協が参画している全社協 社会福祉施設協議会連絡会では、社会福祉法人の「経営情報」の公開が義務化（既報／全保協ニュースNo.14-2）されたことにともない、各法人が正確かつ早急な取り組みを行うためのパンフレットを作成しました。

パンフレットは、社会福祉法人の透明性に関する主な指摘、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について、所轄庁への提出手続確認フロー、現況報告書等の公表確認フロー等で構成されています。また、全国统一の様式となった社会福祉法人現況報告書について、記入要領を解説したパンフレットも作成しています。いずれも全保協のホームページに掲載していますのでご活用ください

（ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ）。

◆幼保連携型認定こども園教育・保育要領

中央説明会が開催される◆

～幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（案）が示される～

去る7月17日、東京都内において国が主催する「幼保連携型認定こども園教育・保育要領 中央説明会」が実施されました。

この説明会は、全国3か所（東部地区／東京都内）、（中部地区／大阪市内〔7月18日〕）、（西部地区／福岡市内〔7月23日〕）において、都道府県は50人（東京都は100人）、指定都市は30人、中核市は15人を上限として、都道府県が参加者を取りまとめて開催されたものです。参加者は、都道府県・市町村の保育行政担当者、都道府県・市町村教育委員会の指導主事等、都道府県の私立学校担当者等、保育所・認定こども園・市立保育園の職員・教員等、指定保育士養成施設の教員、幼稚園の教員養成課程を置く大学教員等を主な参加対象としています。

今回の説明会では、子ども・子育て支援新制度下における「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（案）」が示され、その説明と、幼保連携型認定こども園における教育・保育の実践において配慮すべきことをテーマとしたシンポジウムが行われました。

なお、説明会の動画は内閣府ホームページに後日掲載されることとなっており、今回示された解説は、この秋以降発出の予定であることがアナウンスされました。

【教育・保育要領解説（案）の構成】

- これまでの経緯
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の検討体制
- 策定に当たっての基本的な考え方について
- 策定の要点
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の構成
- 乳幼児期の特性と幼保連携型認定こども園における教育及び保育の役割
- 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本
- 幼保連携型認定こども園における指導について
- 幼保連携型認定こども園の目的・目標
- 教育及び保育の目標について
- 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
- 幼保連携型認定こども園における養護について
- 園児の健康及び安全について

- 園児の健康及び安全—健康支援、環境及び衛生管理並びに安全管理、食育の推進
- 保護者に対する子育ての支援について
- 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
- 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領における 5 つの領域
- 「第 2 保育の実施上の配慮事項」の構成
- 「第 3 章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項」の構成
- 指導計画作成に当たって配慮すべき事項—一般的な配慮事項、特に配慮すべき事項